

太陽光発電設備の農地転用に伴うガイドライン

平成 25 年 6 月 28 日
甲州市農業委員会

農地に太陽光発電設備を設置する場合は、転用事業者(以下「事業者」という。)と隣接耕作者・所有者(以下「耕作者」という。※1)との間で、事業内容の確認が不十分であるとトラブルを招く恐れがあるため、次のとおりガイドラインを定め処理することとする。

1. 事業者は、太陽光発電設備の性質上、隣接地に農地がある場合には、農薬の散布、樹木の日陰、農業用施設の建築等、これら営農活動等により、発電設備に損害や発電能力の低下を受ける可能性があることを十分理解した上で農地転用許可申請を行うこと。

この確証を得るため、農地転用許可申請を行うときに別添「誓約書」を一緒に提出することとする。なお、農業委員会事務局を通じて耕作者へこの誓約書の写しを送付する。

2. 事業者は、耕作者に対して、事業内容、防除ネットの設置、雨水処理、除草作業等、必要な説明を行ったうえで農地転用許可申請を行うこと。なお、防除ネットを設置する場合は、設置場所、高さ、ネットの開閉等、設備内容について耕作者と十分な協議を行ったうえで、事業者負担により設置すること。

これらの十分な説明経過を経て「同意書」を作成し、農地転用許可申請を行うこと。

3. その他必要に応じて、市農業委員会が求める書類を提出すること。

4. 上記に定めのない事項については、担当地区農業委員が関係者と協議を行い、問題が起きた場合は和解の仲介に努め、必要に応じ農業委員会で審議するものとする。

※1 隣接耕作者・所有者

転用計画地から 4m以内の農地の耕作者及び所有者

太陽光発電設備の設置に伴う誓約書

(宛先)

甲州市農業委員会 会長 様
隣接耕作者 (所有者) 様

私は、下記の場所へ太陽光発電設備の設置を計画しています。計画地は農地に隣接していますので、農薬散布による太陽光ソーラーパネル等の汚れや腐食、樹木の成長、農業用施設の建設等による日照の影響など、営農活動により発電設備に損害、発電能力の低下を受ける可能性があることを、十分理解した上で設置をいたします。

つきましては、通常の営農活動により、発電設備に損害、発電能力の低下が起きたとしても、隣接耕作者 (所有者) に対して、損害賠償、苦情等の不服申し立ては行いません。

なお、防除ネットの設置については、隣接耕作者 (所有者) と十分協議を行い、設置場所、高さ、ネットの開閉、設備内容等を確認いたします。費用は、転用事業者の負担で設置します。

また、事業地の雑草処理にあたっては、営農上問題が無い除草剤を使用します。
※転用事業者が設置後、権利者の変更があっても誓約内容を引き継ぎます。

記

令和 年 月 日

設置場所	甲州市
設置予定日	令和 年 月 日から
転用事業者	住所
	氏名 ㊟
	連絡先 電話 携帯電話

※転用事業者欄の押印は、申請書と同じものを使用して下さい。

※農業委員会事務局を通じて隣接耕作者 (所有者) へこの誓約書の写しを送付します。